

## 日本国大阪府と英国リーズ大学との グローバル人材育成に関する協定書

両当事者は以下について合意する。

### 第1条 目的

大阪府とリーズ大学は、友好の精神の下、若者を世界で活躍できるグローバル人材として成長させるための取組みを相互に連携して実施することにより、世界における大阪のプレゼンス向上及びリーズ大学の教育の充実・発展に資することを目的とし、この協定書を結ぶ。

### 第2条 活動範囲

両当事者が連携して実施する活動は、次のとおりとする。

- (1) リーズ大学が提供する教育プログラムに関する広報物の大坂府庁舎等での開架及び配布
- (2) リーズ大学が実施する大阪におけるプロモーション活動の周知
- (3) 大阪府がリーズ大学に派遣する生徒への良好な教育プログラムの提供と安全・快適な生活環境の確保
- (4) その他、両当事者が必要と認める事項

### 第3条 詳細に係る合意

前条の目的のために両当事者が実施する具体的な協力事業については、別途両当事者が取り交わす書面での合意に従うものとし、その合意が成立するまでは、両当事者とも何ら物品やサービスを提供する公式な義務を負わない。

### 第4条 費用

当事者各自に発生する費用は、前条の合意に基づき各当事者が負担する。

### 第5条 知的財産、成果物等

各当事者は、独自の資料についてはその所有権を有し続ける。共同で開発された新しい資料に関する取り決めは、書面での合意によるものとする。

### 第6条 見解の相違

紛争が起こった場合は、両当事者の合意により仲裁を通して解決するものとする。

### 第7条 変更、継続期間、終了

- (1) 本協定書を変更するには、それに先立つ両当事者間の協議と書面による合意を必要とする。
- (2) 本協定書はその締結の日から効力を発し、その後1年間有効とする。その後は、各当事者より特段の申出がない限り、さらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
- (3) 本協定書は一方の当事者から他方への3か月前の書面での通知により、終了することができる。



本協定書は、日本語及び英語で各2通作成し、両当事者は、署名の上それぞれ1通ずつ保管するものとする。ただし、本協定書に疑義が生じた場合は、英語により作成された協定書が優先する。

2018年3月26日

日本国  
大阪府知事

松井一郎

松井 一郎

英國  
リーズ大学学長

Alan Langlands

アラン・ラングランズ

英國  
リーズ大学事務局長

Ron Gair

ロジャー・ゲア